

〔相続税・贈与税〕納税猶予に関する適格者証明書提出書類一覧

申請書受付期間は、毎月1日から10日(10日が閉庁日の場合、前日の開庁日)です。
 受付後は、現地確認等調査の後、農業委員会総会で審議されます。
 証明書発行までに概ね1ヶ月を要します。

必要書類				
	書類名	部数	発行先	備考
1	納税猶予に関する適格者証明書	2	農業委員会	①納税猶予に関する適格者証明書(様式12号) ②特例農地等の明細書(別表) ※①と②をホチキスで留め、2セット提出。 ※ <u>継印</u> が必要です。
2	耕作状況計画書	1	農業委員会	
3	土地全部事項証明書	1	法務局	証明日が3ヶ月以内のもの
4	被相続人の除籍謄本	1	市民課 (1階)	贈与税の場合は不要
5	相続人の戸籍謄本	1	市民課	4で相続人の続柄が分かれば不要。 贈与税の場合は不要
6	相続人の住民票	1	市民課	贈与税の場合は、受贈者の住民票
7	案内図	1	都市計画課 (計画関係) (2F)	1/2500都市計画図 申請地を明記
8	公図の写し	1	法務局または 税務課(1F)	申請地を明記
9	納税猶予の特例適用の農地等該当証明書の写し	1	都市計画課 (計画関係) (2F)	証明を受けるにあたり、都市計画課(計画関係)で事前に下記書類を添付のうえ <u>別途申請</u> が必要です。 ・土地全部事項証明書写し 1部 ・都市計画図写し 1部 ・公図写し 1部
10	農地基本台帳	1	農業委員会	
11	相続税の納税猶予に関する適格者証明書チェック表	2	税務署又は 農業委員会	必要事項を記入
12	その他			

※ 本証明の申請をされる方は、事前に小牧税務署での制度の内容等を確認してください。